

3. 県役員の体制について

1) 県役員組織体制

- 副幹事長①=県のMS委員会・研修委員会・朝礼委員会の3委員会を“単会活動推進委員会”としてその活動を掌握する。
- 副幹事長②=県の広報委員会・女性委員会・青年委員会の3委員会を“単会活動支援委員会”としてその活動を掌握する。
- ※副幹事長①は統括委員長として、副幹事長②は副統括委員長とする。
- 7地区体制(1地区最大5単会)／地区長を中心に地区内の親子・近隣単会とのMSや委員会交流を通し“底上げ”とともに地区運営を強固にする。
- 人材開発特区／地域事情や経年劣化による単会の弱点を補強するため、該当単会を特定し“人材開発”の立場で支援する。(担当:県副会長)

2) 企画会(月1回／第四土曜)

- 対象／正副三役・正副普拡委員長・正副地区長・相談役(直前+1)・事務局
- 企画会は、法人局および、県事業計画等の議案並びに、地区会・委員長会の議案等を決議し、次月の県役員会へ報告伝達する。
- 企画会終了後、速やかに議事録を作成し、県事務局へ提出する。
- ※必要に応じ議案提案者やオブザーバーの出席を要請できる。

3) 県役員会(月1回／第一土曜)

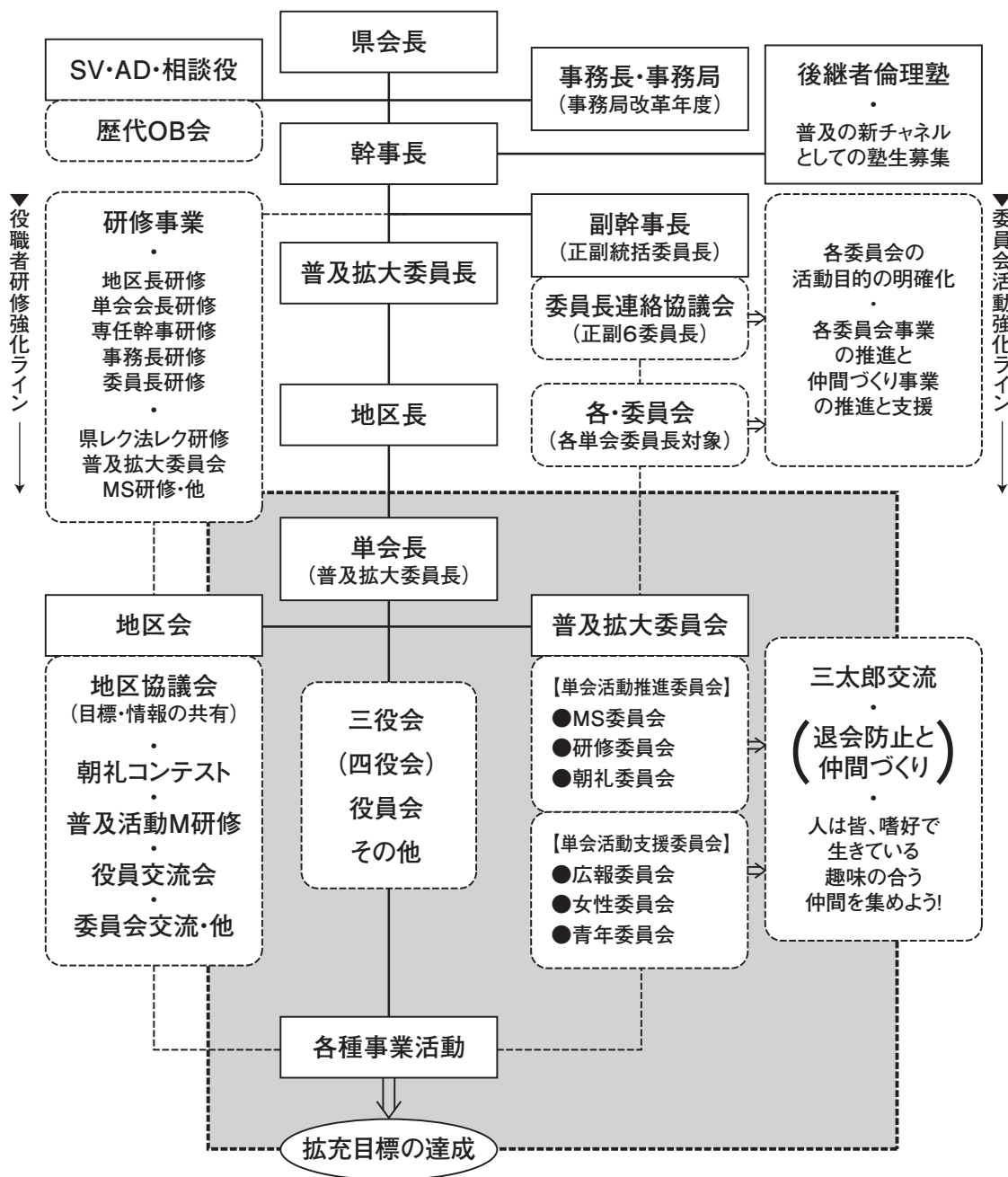
- 毎月第一土曜日の午前中開催を原則とする。
- 対象／県役員・単会会長・オブザーバー(SV・AD)・県事務局
- 県役員会は、法人局連絡事項並びに企画会の決議事項の伝達を図るとともに、これらを単会の運営に反映させることを目的とする。

4) その他の会合

- 三役会／対象:会長・幹事長・事務長
(普及拡大委員長・統括委員長・地区長及び相談役の出席を要請できる)
開催:四役会二日前(県事務局)開催を原則とする。
 - 四役会／対象:会長・正副幹事長・事務長・普拡委員長・地区長・直前会長
開催:毎月第三木曜(県事務局)開催を原則とする。
-
- 歴代OB会／対象:県三役・県相談役・SV・AD・倫理経営インストラクター
県の運営や地区・単会・各七委員会などのそれぞれの活動全般に対して、有資格者の立場(倫理的見地)から検証し、更なる活性化への対策を講じる。

県・地区・単会の連携

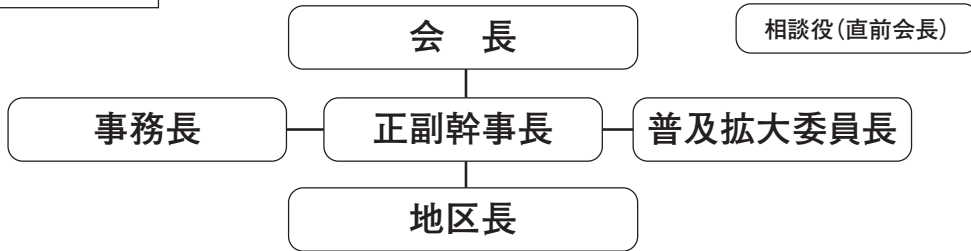
活動方針を具現化する組織連携の構造



◆具体的な取組み内容 (R3度の課題)

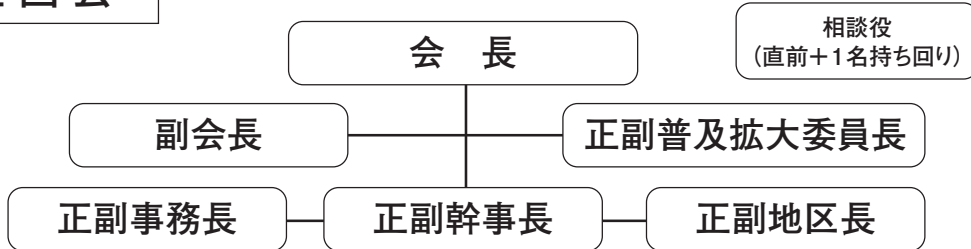
- 1) 7地区体制の強化 (地区別普及拡大委員会開催・役員交流会の充実・情報交換の強化)
- 2) 役職者研修の強化 (役職者別研修会・普及活動マニュアル研修会)
- 3) 単会委員会活性化戦略 (単会活性化戦略研修会・三太郎交流の徹底)

四 役 会



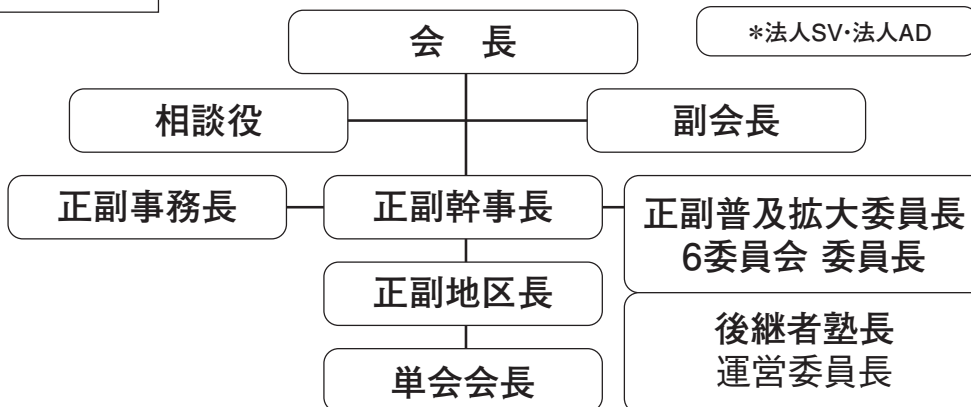
対象者：県三役・正副幹事長・普及拡大委員長・地区長・直前会長、事務局
 開催日：毎月第三木曜日(必要があれば県会長が招集し随時開催できる。)
 時間：9:00開会 会場：茨城県倫理法人会 事務局

企 画 会



対象者：正副三役(会長・幹事長・事務長)、正副地区長、正副普及拡大委員長、
 相談役(直前会長+1)、その他県事務局、(オブザーバー召集可能)
 開催日：毎月第四土曜日(必要があれば県会長が招集し随時開催できる。)
 企画会終了後、速やかに議事録を作成し、県事務局へ提出する。
 時間：9:00開会 会場：茨城県倫理法人会 事務局

県 役 員 会



対象者：正副三役、正副普拡委員長、正副地区長、6委員長、後継者塾長・運営委員長、
 相談役、単会会長、法人SV/AD、県事務局
 開催日：毎月第一土曜日(月により変更することがあるので年間計画を確認してください。)
 時間：9:00開会 会場：グリーンパレス石岡

地区会

- ★地区ごとに開催
- ★地区長はこの他に必要に応じ臨時地区協議会を開催できる。

正副地区長

地区委員

単会会長

- ★地区委員会活性化のため、オブザーバーとして出席できる。(地区長承認)

対象者：正副地区長、単会会長

開催日：県役員会終了後開催(地区会終了後、議事録を作成し県事務局に提出する)

時間：11:00開会 会場：グリーンパレス石岡

「第二地区会」は上記「対象者」に専任幹事・事務長を加え「単会役員会」後かつ「県四役会」前に開催

委員長連絡協議会

- ★必要があれば、単会活動推進委員会・単会活動支援委員会としての分科会とすることもできる。

統括委員長

副統括委員長

各委員会委員長

対象者：副幹事長①②・各委員会正副委員長

開催日：県役員会終了後開催(委員長会終了後、議事録を作成し県事務局に提出する)

※必要があれば統括委員長が招集し随時開催できる。

時間：11:00開会 会場：グリーンパレス石岡

委員会

- ★委員会ごとに開催
- ★普及拡大委員会は、別途年間計画による。

正副委員長

各単位法人会委員長

対象者：正副委員長・各単位法人会委員長

開催日：年間の事業計画に合わせ随時開催とする。

委員会終了後、議事録を作成し県事務局に提出する。

時間・会場：別途各委員会で定める(会場はできるだけ県事務局を使用すること。)

令和3年度 各種会合のしくみ

